平成２６年（国）第５７６号

平成２７年５月２９日裁決

主文

後記「理由」欄の第２の２記載の原処分を取り消す。

理由

第１　再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、障害基礎年金の支給を停止した処分の取消しを求めるということである。

第２　再審査請求の経過

１　請求人は、うつ病（以下「当該傷病」という。）により障害の状態にあるとして、障害等級２級の障害基礎年金の支給を受けていた。

２　厚生労働大臣は､国民年金法（以下「国年法」という。）施行規則第３６条の４第１項の規定による障害の現状に関する診断書として提出されたａ病院ｂ科・Ａ医師作成の平成〇年〇月〇日現症に係る同日付診断書（以下「現状診断書」という。）を診査した結果、請求人の当該傷病による障害の状態は、厚生年金保険法施行令別表第１に掲げる３級の程度に該当し、国年法施行令（以下「国年令」という。）別表に掲げる程度に該当しなくなったとして、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、同月から障害基礎年金の支給を停止する旨の処分（以下「原処分」という。）をした。

３　請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第３　問題点

１　障害基礎年金は、受給権者が国年令別表に掲げる程度（障害等級１級又は２級）の障害の状態に該当しなくなったときは、その障害の状態に該当しない間、その支給を停止されることとなっている。

２　本件の問題点は、現状診断書の現症日当時における請求人の当該傷病による障害の状態（以下、これを「本件障害の状態」という。）が、国年令別表に掲げる程度に該当しないと認められるかどうかである。

第４　事実の認定及び判断

１　現状診断書によれば、本件障害の状態等に関して、次の記載のあることが認められる。

（略）

２　前記認定の事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。

(1)　精神の障害により障害等級２級の障害基礎年金が支給される障害の程度としては、国年令別表に「精神の障害であつて、前各号と同程度（注：日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度）以上と認められる程度のもの」（１６号）が掲げられている。

そして、国年法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「認定基準」という。）が定められているが、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの認定基準に依拠するのが相当であると考えるものである。

認定基準の「第２　障害認定に当たっての基本的事項」の「１　障害の程度」によれば、上記の「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のもので、例えば、家庭内の極めて温和な活動（軽食作り、下着程度の洗濯等）はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生

活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである、とされている。

(2)　認定基準の第３第１章第８節／精神の障害によれば、精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを２級に該当するものと認定するとされ、精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分（感情）障害」、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」、「発達障害」に区分され、気分（感情）障害による障害で障害等級２級に相当すると認められるものを一部例示するとして、「気分、意欲・行動の障害及び思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり又はひんぱんに繰り返したりするため、日常生活が著しい制限を受けるもの」が掲げられている。そして、気分（感情）障害は、本来、症状の著明な時期と症状の消失する時期を繰り返すものであるから、現症のみによって認定することは不十分であり、症状の経過及びそれによる日常生活活動等の状態を十分考慮するとされ、日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努めるとされている。

(3)　前記１で認定した事実によれば、本件障害の状態は、現在の病状又は状態像として、前回の診断書の記載時との比較は変化なしとされ、抑うつ状態（思考・運動制止、刺激性、興奮、憂うつ気分、希死念慮）が認められ、その具体的な程度・症状として、意欲低下、抑うつ気分、興味関心の低下、悲観的な見方、将来への不安と易疲労性、のどの違和感などの身体症状を認め、精神運動制止が強い時は臥床がちとなり、動けなくなり、対人関係などで負荷がかかると易刺激的となり不安、焦燥が強くなり、増悪時は希死念慮が強くなるとされ、日常生活状況は、在宅で同居者はなく、家族及び家族以外の者と円滑で安定した対人関係を保ちにくく、うつ症状が強い時は臥床がちとなり、日常生活能力の判定は、適切な食事は自発的にできるが時には助言や指導を必要とする、身辺の清潔保持は自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる、金銭管理と買い物、通院と服薬（要）、他人との意思伝達及び対人関係、身辺の安全保持及び危機対応、社会性は助言や指導があればできるとされ、日常生活能力の程度は「(4)」とされている。

　このような状態を、上記（1）及び（2）に示した認定基準の定めるところに照らして総合勘案するならば、それは、上記気分（感情）障害で２級に相当すると認められる例示に該当し、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度に該当する。

(4)　以上によれば、本件障害の状態は、国年令別表に掲げる２級の障害の程度に該当すると認められるから、請求人には障害等級２級の障害基礎年金が支給されるべきであり、これと趣旨を異にする原処分は妥当でなく、取り消されなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。